

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆コロナ禍の企業を支える3つの休業補償

### トピックス

- ◆コロナ禍の企業を支える3つの休業補償
- ◆雇用調整助成金拡充内容のまとめ
- ◆3つの助成金ご案内
- ◆今月の労務スケジュール

### 7月の労務手続き

- ~7/10 労働保険年度更新
- ~7/10 算定基礎届手続き  
※新型コロナ影響により  
**8/31まで更新期間延長**

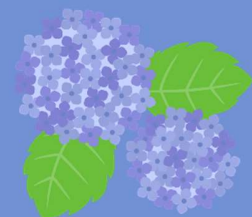


社会保険労務士事務所  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34  
-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikan-rikenkyujo.jp>



緊急事態宣言の発令にともなう営業自粛の動きから、日増しに存在感を高めている「雇用調整助成金」などの休業補償支援策ですが、新型コロナへの対応が進められるなか幾度となく拡充が繰り返され、現在は当初の内容とは随分異なるものへとその姿を変えています。

そこで今回は今後の休業補償を支える3つの支援策「雇用調整助成金の特例」と「緊急雇用安定助成金」、そして7月から新たに創設される「新型コロナ休業支援金」の3つの制度について、それぞれの制度内容と

役割、活用方法について紹介したいと思います。

### ◆雇用調整助成金の拡充内容まとめ

- ①申請前に事前の計画提出が必要⇒計画の提出が不要に(雇用調整助成金の特例)
- ②雇用保険被保険者のみが助成対象⇒雇用保険被保険者以外も助成対象に(緊急雇用安定助成金)
- ③休業手当の一部を助成⇒一定要件のもと休業手当の全額助成が可能に(雇用調整助成金の特例)

この他にも支給上限額の引上げや日数制限の緩和など様々な変更がこれまでに加えられてきていますが、7月からは新たな制度「新型コロナ休業支援金」の創設により、「企業が助成金申請⇒労働者自らも助成金の申請が可能に」という大きな変更・拡充が追加されることとなります。

厚労省 URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

参照:「雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)」(厚生労働省 HP)

### ◆雇用調整助成金の特例

#### 【要件】

・中小企業等が労働者の解雇等を行わず休業などに取り組む場合、休業手当での全額(助成率10/10支給上限15000円)が支給されるため、事業主は実質的な金銭面の負担なく休業等を実施し、雇用の維持に取り組むことが可能です。

【実施期間】4/1~9/30

【対象者】雇用保険の適用を受ける労働者

【上限額】従業員一人一日当たり 15000円

### ◆緊急雇用安定助成金

#### 【要件】

・現在はコロナ対応として緊急雇用安定助成金が実施されており、事業主はこの制度を適用することで雇用保険の適用を受けないパートやアルバイトなどの非正規労働者に対する休業補償に対しても「雇用調整助成金の特例」と同等の助成を受ける事が出来ます。

【実施期間】4/1~9/30

【対象者】雇用保険の適用を受けない労働者

【上限額】※雇用調整助成金の特例と同じ

### ◆新型コロナ休業支援金

#### 【要件】

・新型コロナの影響で休業させられたにもかかわらず、企業から休業手当を受け取れない労働者が自ら申請できる給付金制度「新型コロナ対応支援金」です。この制度は、雇用保険被保険者とそれに準ずる労働者を対象に、休業となった日数に応じて休業前賃金相当額の80%(日額上限11000円)が支給されるというものです。

#### 【制度の実施】

7月以降実施予定

#### 【対象者】

中小企業で働くほぼ全ての労働者